

平成 28 年度

高砂市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見書

高砂市監査委員

高監第47号
平成29年9月1日

高砂市長
登幸人様

高砂市監査委員
朝家修
池本晃

平成28年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

平成28年度 健全化判断比率審査意見

第1 審査の期間

自 平成29年7月28日
至 平成29年8月 4日

第2 審査の概要

この健全化判断比率審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成28年度 決 算	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	12.47	
②連結実質赤字比率	—	17.47	
③実質公債費比率	11.1	25.0	
④将来負担比率	71.9	350.0	

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成28年度においては、実質赤字を生じていないため、実質赤字比率は該当していない。

②連結実質赤字比率について

平成28年度においては、連結実質赤字を生じていないため、連結実質赤字比率は該当していない。

③実質公債費比率について

平成28年度の実質公債費比率は11.1%（前年度10.6%）となっており、早期健全化基準の25.0%を下回った状態にあると認められる。

④将来負担比率について

平成28年度の将来負担比率は71.9%（前年度63.0%）となっており、早期健全化基準の350.0%を下回った状態にあると認められる。

平成28年度 水道事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の期間

自 平成29年7月28日
至 平成29年8月 4日

第2 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成28年度 決 算	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成28年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。

平成28年度 工業用水道事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の期間

自 平成29年7月28日
至 平成29年8月 4日

第2 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成28年度 決 算	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成28年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。

平成28年度 下水道事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の期間

自 平成29年7月28日
至 平成29年8月 4日

第2 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成28年度 決 算	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成28年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。

平成28年度 病院事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の期間

自 平成29年7月28日
至 平成29年8月 4日

第2 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼におき審査した。

第3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

比率名	平成28年度 決 算	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	20.0	

(2) 個別意見

資金不足比率について

平成28年度においては、資金不足を生じていないため、資金不足比率は該当していない。